

参 考 資 料

(Q & A)

小学校編

令和 7 年 (2025 年)

熊本市教育委員会

●応募・契約について

Q 応募の資格は？

A 入札説明書第1「入札全般に関する事項」－4「競争入札参加資格」を参照のこと。

Q 下請け契約を交わすことは可能か？

A 下請け契約は、認めていない。

Q 熊本市業務委託等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する入札参加者名簿に登録されている者との代表者等の変更があった場合は？

A 変更が生じた場合は、速やかに担当部署の契約政策課で、所定の手続きで変更を行っておく必要がある。入札参加資格者名簿に登録されている者と今回の業者募集の申請者は、同一である必要がある。

Q 契約時に、契約保証金を要するのか？

A 入札説明書第1「入札全般に関する事項」－18(3)「契約保証金」を参照のこと。

Q 予定価格及び最低価格は公表されるのか？

A 予定価格の公表は行わない。最低価格の設定はしていない。なお、予定価格を超えると、技術評価点上位でも失格となる。

Q 施設設備等の確認はできないか？

A 現在、稼働中の給食室であるため施設設備等の確認はできない。参考資料として、図面と写真を配布する。

Q ヒアリングの実施について

A ヒアリングは実施しない。

Q 同時に13ヶ所の小学校、5つの委託業務での募集が行われているが、受託制限等はあるのか？

また複数の業務に応募する場合は、提案書の提出は1組でいいのか？

A 1社あたり受託件数の上限は設けない。

なお、複数の委託業務に応募する場合は、委託業務毎に競争入札参加資格確認申請書、提案書など必要書類の提出が必要である（学校毎ではない）。

また、その場合において、提案する配置予定業務責任者については、複数の委託業務案件への重複を認めるものとする。なお、同一案件中の学校間の重複は認めない。（入札説明書第1「入札全般に関する事項」－「13 開札等」の（2）を参照のこと。）

Q 入札執行回数について、2回目以降の入札書の提出については別途指示するとあるが、具体的な提出時期は？

A 2回目以降の入札書の提出は、原則直ちに行うものとする。提出時間については、1回目の入札終了時に指示する。

Q 災害協定の締結とは？

A 平成28年熊本地震を教訓とし、大規模な自然災害等が発生した場合の対応について協定を締結することとしている。災害時に熊本市の要請に基づき受託業者が実施する業務を定めたものであり、詳細については別途協議を行う。

●落札者決定基準（技術評価点の評価項目及び配点表）に関すること

Q 技術評価点配点表は共同調理場と同じものか？

A 配点表については、共同調理場と一部異なっている。小学校については、複数校をまとめて1本の契約とすること、共同調理場と比較し1箇所あたりの調理食数が少ないこと、学校敷地内に給食室があり児童とのかかわりがより密接であること、などから、一部評価項目について共同調理場と異なっている。

●技術提案書の添付資料に関すること

Q 添付資料は採点に反映されるか？必要な添付資料がない場合は失格になるのか？

A 様式第8-2号（配置予定業務責任者調書）については、栄養士・調理師等の資格を有する場合は、その資格を証する資格者証の写しを添付すること。添付がない場合には、当該資格

を有しているとは認めない。

様式第12-1号（衛生管理の方針及び体制について）、第12-2号（調理員の衛生管理・健康管理について）、第13号（アレルギー等の対応について）、第14号（事故（食中毒・異物混入等）の危機管理について）については、自社マニュアルの添付がない場合には、その内容を具体的に評価することが困難であるため、マニュアルを有しているとは認めない。

様式第14号（事故（食中毒・異物混入等）の危機管理について）については、生産物損害賠償保険等の有効な保険証券の写し等を添付すること。添付がない場合には、失格とする（仕様書「28 損害賠償責任」において、生産物賠償責任保険への加入を必須としている）。

様式第17号（労働安全、労働福祉、環境保護、福祉政策、女性の活躍推進及び熊本県SDGs登録制度について）については、労働保険の加入状況が確認できる、直近の労働保険料の申告書や納付書の写しを添付すること。

入札説明書第3「技術提案書作成要領」－3「作成上の留意事項」を参照のこと。

●入札書及び委任状に関すること

Q 入札書の委任者及び代理人、委任状の代理人の押印は不要か？

A 入札書の委任者及び代理人、委任状の代理人の押印は不要。
ただし、委任状の委任者の押印は必要となる。

●人員に関すること

Q 小学校に常勤職員の配置が定められているが、必須であるか？

A 常勤職員（1日8時間の週5日）配置数は、必須となる。仕様書の「別表2」で配置数を示している。業者の判断で業務履行ができる人員（常勤職員）を配置してもらうことになる。参考として直営で運営する場合の配置基準（従事者数）を示している。

Q パート職員についての配置基準は？

A パート職員も業者の判断での業務履行ができる必要人員（パート職員）を配置してもらうことになる。参考として直営で運営する場合の配置基準（従事者数）を示している。なお、パート職員については、1日8時間勤務に限定しない。

Q 常勤職員、パート職員の配置は？

- A 業者の判断で業務履行ができる体制での常勤職員（人員数、勤務時間は必須条件）、パート職員の配置となる。

Q 勤務体制は？

- A 提案人数以下にならないような勤務体制の計画が必要となる。提出された勤務体制表における配置予定者が病気等の理由により休暇を取得する場合は、代替の人員が必要となる。

Q 直営での会計年度任用職員の給与及び勤務体形を参考としたい。状況は？

- A 直営の場合、正職員、給食調理業務会計年度任用職員が配置され、給食調理補助業務会計年度任用職員は、欠員時、加配時（米飯等）及び休暇取得時にローテーションで補充される。

※令和7年度（2025年度）の状況

【給食調理業務会計年度任用職員（旧・嘱託職員）】

週5日勤務（1日あたり7時間30分勤務）で月額180,870～199,548円。
なお、8月は、12日勤務（1日あたり7時間30分勤務）で月額95,922～104,980円。＜年休あり、労災・雇用保険・社会保険加入、距離に応じて交通費（1日180円～1,100円）あり、期末手当あり＞

【給食調理補助業務会計年度任用職員（旧・臨時職員）】

1日あたり7時間15分勤務で日額7,902～8,620円（午前のみ：4時間勤務で4,360～4,756円、午後のみ：3時間15分勤務で3,542～3,864円）。ローテーション（週2～3日程度）での勤務。＜労災加入、期末手当あり（12月期のみ）＞

Q 責任者の交代は？

- A 入札説明書第1「入札全般に関する事項」－18(9)「業務責任者の確認等」を参照のこと。

Q 配置する従業者について、当該校の校区内に居住する者でも配置が可能か？

- A 配置は可能である。ただし、その場合には以下のような事象が想定できるので、配置の際には十分に検討すること。

（事象例）

- ・当該校の児童の個人情報（アレルギー情報など）を知り得る立場にあるため、近隣住民の秘密を知る可能性がある。（※契約書第6条に「秘密の保持」について規定しており、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。）

- ・従業者が当該校の児童の保護者である場合、授業参観など学校行事の際に、同じ時間帯に一斉に調理業務を休む可能性がある。

●業務に関すること

Q 調理等の業務を行う可能性がある日は？

A 小学校の定める日数（年間 195 日程度）となる。ただ、学校行事等により一部の学年等で給食が実施される場合がある。

Q 保護者試食会、ふれあい給食、リクエスト給食、セレクト給食での協力する内容及び回数は？

A ・保護者試食会

【内容】保護者を対象とした給食試食会。通常、修学旅行などで給食調理数が少ない日などに実施。

【協力内容】栄養教諭・学校栄養職員の指示書等に従って普段どおりの調理業務。

【実施回数】年に1～2回程度

・ふれあい給食

【内容】地域住民の方と児童の交流給食会。通常、修学旅行などで給食調理数が少ない日などに実施。

【協力内容】栄養教諭・学校栄養職員の指示書等に従って普段どおりの調理業務。

【実施回数】年に1～2回程度

・リクエスト給食

【内容】児童へのアンケート調査でリクエストの多かった献立を実施。

【協力内容】栄養教諭・学校栄養職員の指示書等に従って普段どおりの調理業務。

【実施回数】年に1～2回程度

・セレクト給食

【内容】児童に献立の一部を選択（セレクト）させるもの。

例：スイカかメロンを選択。ハンバーグかエビフライを選択。

【協力内容】栄養教諭・学校栄養職員の指示書等に従って普段どおりの調理業務。（数量の確認作業が増えるが、大きな負担にはならない。）

【実施回数】年に数回程度

Q 教育委員会で実施している研修は？

A 夏休みの期間中に職員・会計年度任用職員、受託業者の従事員を対象とした給食関係職員研修会（年1回 半日程度）を実施している。【令和7年度はオンライン開催】

Q 食材の納入時間は？

A 基本的に午前 7 時 30 分から午前 9 時 30 分まで

Q 調理場のアレルギー対応状況は？

A 栄養教諭・学校栄養職員の調理業務指示書に基づき個別に調理を行う。専用食器等を使用し、受け渡しまで個別の対応をしている。熊本市全体の割合で約 3.5%の児童・生徒に対応している。なお、平成 27 年 3 月に文部科学省から発行された「学校給食における食物アレルギー対応指針」を受け、平成 29 年 7 月に「熊本市食物アレルギー対応マニュアル」を改訂している。

Q 床洗浄費の経費負担は？

A 業者負担となる。

Q 使用する食器類は？

A PEN 樹脂製食器を使用している。

Q 受託者直通電話の設置は？勤怠管理等に使用するパソコン等の電子機器類の持ち込みは可能か

A 受託者用直通電話を設置できる電話回線はない。新たに設置する費用については、受託者負担となる。新たに設置する際は、学校長の許可を得ること。受託契約が終了し、受託者が設置した電話回線が不要となる場合には、回線を設置した受託者の負担で、撤去すること。なお、インターネット回線についても、同様とする。（仕様書「11 経費の負担」に、通信費は受託者の負担と記載）

勤怠管理等に使用するパソコン等の電子機器類については、学校長の許可を得たうえで、受託者の負担及び管理の元で持ち込み可能である。

Q 受託にあたり、準備期間や春休み期間における試食会の実施は？

A 学校長の指示により、準備期間や春休み期間に試食会を行うこと。また、令和 8 年度 1 学期からの給食開始に向けての準備、試作等は、十分に行うこと。なお、試食会や試作の際に使用する食材費は、受託者の負担とする。

Q 改修工事等の場合の取扱い？

A 当該施設が改修工事等実施の場合、工事期間中も給食を提供するため基本的に家庭科室等を利用した簡易給食の調理等となる。

なお、その場合の詳細については、別途協議を行う。

Q 消耗品の経費負担について

A 基本的に調理に使用する調理器具、消耗品については、受託者の負担とする。なお、受託前からあったものについては、使用可能とする。詳細については、仕様書「11 経費の負担」を参照のこと。

市所有の施設設備、その他調理器具等について、通常の仕様による故障等の場合は、買替や修理にかかる費用は市の負担とする。故障・破損の原因が受託者の責による場合においては、受託者がその損害を賠償するものとする。

給食調理等作業において、受託者の責による事故・ミス等により食材を廃棄した場合は、受託者がその食材費（実費）を賠償するものとする。（契約書第30条「損害賠償」の規定による）

Q 調理機器等賃借費用について

A 調理業務等は、給食室に備え付けた市所有の施設設備、その他調理器具等を使用して行うが、このうち調理機器については別途双務契約を締結し、貸付費用を徴収している。契約ごとの年間貸付料（見込み額）は以下のとおりである。なお、備品の買い換え等により、金額が変動することがある。

契約名	(単位：円)
熊本市立白山小学校外1校給食調理等業務委託	14,027
熊本市立力合西小学校外1校給食調理等業務委託	17,466
熊本市立託麻西小学校外2校給食調理等業務委託	9,251
熊本市立北部東小学校外2校給食調理等業務委託	25,037
熊本市立砂取小学校外1校給食調理等業務委託	53,456

Q リフト管理とはどのような業務か？

A 配膳室（児童が食缶などを取りに来る場所）が狭い学校の中には、上階へ食缶等を運搬するためのリフトを設置して、複数フロアに配膳室を分散している学校がある。そのような学校では、リフトを操作・管理する人員が必要となる。

リフト管理業務とは、リフトを使用して食缶等を運搬し、上階にある配膳室で児童等の対応を行うとともに、リフトの日常的な清掃・点検を行うもの。なお、これらの業務がない時間帯は、他の調理従事者と同様に、調理等の業務を行う。

Q 給食室内にエアコンはあるか？熱中症対策はどうなっているか？

A

A 桜木小学校については、令和３年度のドライ改修工事の際に既に設置している。他の調理場内のエアコンについても、今年の夏から順次設置を進めており、遅くとも来年夏前にはすべての調理場に設置完了の予定。

また、その他には、熱中症対策として令和元年（２０１９年）に、「保冷剤付きジャケット」と「保冷材用冷凍庫」を、当時、エアコン設置のない熊本市内全ての給食室・共同調理場に配布した。また、令和３年（２０２１年）に、移動式のスポットクーラーをエアコン設置のない熊本市内全ての給食室・共同調理場に導入している。

なお、これ以外の熱中症対策品については、従業員の安全衛生に関する備品および消耗品にあたるため、受託者の負担となる。